

★ 10月1日から年金生活者支援給付金制度が始まります。

年金生活者支援給付金は、公的年金等の収入や所得額が一定基準額以下の年金受給者の生活を支援するために、年金に上乗せして支給されるものです。受け取りには請求書の提出が必要です。ご案内や事務手続きは、日本年金機構（年金事務所）が実施します。

【対象者】 ■ 老齢基礎年金を受給している方（以下の要件をすべて満たしている必要があります）

- ・ 65歳以上である
- ・ 世帯員全員の市町村民税が非課税となっている
- ・ 年金収入額とその他所得額の合計が約88万円以下である

■ 障害基礎年金または遺族基礎年金を受給している方（以下の要件を満たしている必要があります）

- ・ 前年の所得額が約462万円以下である

【請求方法】 ① 平成31年4月1日以前から年金を受給している方

年金生活者支援給付金制度の対象となる方には、日本年金機構から請求手続きのご案内が9月上旬から順次届きます。同封のハガキ（年金生活者支援給付金請求書）を記入し提出してください。

② 平成31年4月2日以降に年金を受給しはじめた方

年金の請求とあわせて年金事務所または市町村で請求手続きをしてください。

請求手続きはお早めに！

【ご注意】 日本年金機構や厚生労働省を装った不審な電話や案内にご注意ください。

日本年金機構や厚生労働省から、口座番号をお聞きすることや、手数料などの金銭を求めることはありません。

※ 制度など詳しく知りたい場合は、給付金専用ダイヤルまたは年金事務所へ問い合わせください。

『給付金専用ダイヤル』 ☎ 0570-05-4092（ナビダイヤル）

《 浜田年金事務所 出張年金相談 》

- ・ 相談日 10月8日(火)・23日(水)
第2火曜日・第4水曜日
- ・ 相談場所 市立市民学習センター
8日(火) 102 研修室・23日(水) 202 研修室
- ・ 相談時間 10:00～15:30

☆要予約 相談日の1カ月前から受付

※なお、定員に達した時点で受付は終了します。予約の際は、お手元に基礎年金番号の分かるものをご用意ください。

《 浜田年金事務所 手話による年金相談 》

- ・ 相談日 10月24日(木) 毎月第4木曜日
- ・ 相談場所 浜田年金事務所
- ・ 相談時間 13:00～16:00
- ☆要予約 10月16日(水)までに予約
- ・ 予約方法 電話またはFAX



※代理可（記載事項：住所、氏名、FAX番号、相談内容、相談希望時間）

〔年金相談の予約・問い合わせ先〕 浜田年金事務所 ☎ 0855-22-0670 ☎ 0855-23-0442

※年金相談には、ご夫婦双方の年金手帳、年金証書、マイナンバー（個人番号）がわかるもの、本人確認ができる身分証明書、印鑑などをご持参ください。代理の方の場合には、委任状と、代理の方の本人確認ができる身分証明書（運転免許証等）、本人の認印（請求書を提出する場合）が必要です。

※浜田年金事務所でお相談される場合も、電話で予約しておくとおスムーズに相談できます。

しょう しゃ かん 障がい者に関するマーク

～マークの意味をご存じですか？～



しんたいしょうがいしゃひょうしき しんたいしょうがいしゃ 身体障害者標識（身体障害者マーク）

くるま
（車につけるもの）

しんたいふじゆう 理由に、めんきょ じょうけん 人が うんてん くるま ひょうし
肢体不自由であることを理由に、免許に条件を付されている方が運転する車に表示するマークです。
きけんぼうし え ばあい のぞ っ くるま はばよ わ こ おこ
危険防止のためやむを得ない場合を除き、このマークを付けた車に幅寄せや割り込みを行なった
うんてんしゃ どうろこうつうほう きてい ばつ
運転者は、道路交通法の規定により罰せられます。

マークの有無にかかわらず、安全運転を心がけていただくようお願いいたします。

【問い合わせ先】 と あ さき ししょう しゃふくしか ☎ 31-0251
市障がい者福祉課